

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和8年9月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
設 備 工 事 標 準 仕 様 書 [令和8年 4月] P9	出することとする。 なお、基本計画書に記載する内容は、「工事請負契約設計変更ガイドライ ン」（東京都下水道局）による。ただし、一部一時中止等で、工事現場の維 持・管理体制が保たれている場合は、内容を省略することができる。 1. 1. 15 警 報 等 の 発 表 時 の 対 応 (1) 受注者等は、当該施工箇所に係る気象区域に大雨、洪水及び暴風警報並び に大雨及び暴風特別警報が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、 作業員の安全を確保する等必要な対応を図る。 (2) 受注者等は、屋外作業中は、常に天候状況を確認し、落雷や竜巻の可能性 が高いと判断した場合は、直ちに屋外作業を中止し、安全な場所へ避難する。 (3) 受注者等は、当該施工箇所に特別警報が発表された場合は、直ちに命を守 る行動をする。 (4) 警報解除後は、天候状況等により周辺状況の安全が確認され次第、現場を 点検し、必要な措置を講じた後、工事を再開する。 (5) 上記(1)～(4)の措置に必要な資機材、労務等は受注者の負担とする。 1. 1. 16 工 期 の 変 更 に 係 る 資 料 の 提 出 契約書第22条（工期の変更等）に基づく工期の変更についての発注者との協 議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根 拠、変更工程表その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督員に提出する。 1. 1. 17 契 約 解 除 権 の 行 使 に 伴 う 措 置 受注者等は、契約書第45条（受注者の催告による解除権）に基づき工事請負 契約を解除する場合は、保安措置、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相 当期間をおいてから行わなければならない。 1. 1. 18 知 的 財 産 権 等 (1) 工事材料、機械・電気設備、デザイン、コンピュータソフトウェアとその システム設計等で、特許権その他第三者の権利の対象となっているものにつ いては、契約書第7条（特許権等の使用）における「特許等」の対象と同様 に取り扱う。 (2) 受注者等は、工事のために考案した機材、施工方法等に関して特許等を出 願又は当局以外で使用する場合は、出願及び権利の帰属等について、あらか じめ当局と協議する。 また、当該工事の関連で開発された工事材料、機械・電気設備、デザイン 及びコンピュータソフトウェアについても同様とする。 (3) 当局が引渡しを受けた工事目的物が、著作権法（昭和45年法律第48号） 第2条第1項第1号の著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は当局	出することとする。 なお、基本計画書に記載する内容は、「工事請負契約設計変更ガイドライ ン」（東京都下水道局）による。ただし、一部一時中止等で、工事現場の維 持・管理体制が保たれている場合は、内容を省略することができる。 1. 1. 15 警 報 等 の 発 表 時 の 対 応 (1) 受注者等は、当該施工箇所に係る気象区域に警戒レベル3以上に相当する 大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報、又は暴風警報及び暴風特別警報が 発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、作業員の安全を確保する等 必要な対応を図る。当該施工箇所に係る気象区域とは、当該施工箇所及び施 工箇所の水位に影響を及ぼす上流域を指す。ただし、河川氾濫に関する防災 気象情報については河川ごとに発表されるため、当該施工箇所に係る気象区域 と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの 限りではない。 (2) 受注者等は、屋外作業中は、常に天候状況を確認し、落雷や竜巻の可能性 が高いと判断した場合は、直ちに屋外作業を中止し、安全な場所へ避難する。 (3) 受注者等は、当該施工箇所に警戒レベル4以上に相当する防災気象情報が 発表された場合は、直ちに命を守る行動をする。 (4) 警報解除後は、天候状況等により周辺状況の安全が確認され次第、現場を 点検し、必要な措置を講じた後、工事を再開する。 (5) 上記(1)～(4)の措置に必要な資機材、労務等は受注者の負担とする。 1. 1. 16 工 期 の 変 更 に 係 る 資 料 の 提 出 契約書第22条（工期の変更等）に基づく工期の変更についての発注者との協 議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根 拠、変更工程表その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督員に提出する。 1. 1. 17 契 約 解 除 権 の 行 使 に 伴 う 措 置 受注者等は、契約書第45条（受注者の催告による解除権）に基づき工事請負 契約を解除する場合は、保安措置、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相 当期間をおいてから行わなければならない。 1. 1. 18 知 的 財 産 権 等 (1) 工事材料、機械・電気設備、デザイン、コンピュータソフトウェアとその システム設計等で、特許権その他第三者の権利の対象となっているものにつ いては、契約書第7条（特許権等の使用）における「特許等」の対象と同様 に取り扱う。 (2) 受注者等は、工事のために考案した機材、施工方法等に関して特許等を出 願又は当局以外で使 用 合は、出願及び権利の帰属等について、あらか	